

【八代支援学校高等部生徒規則】

1 欠席・遅刻

(1) 欠席

ア 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、必ず保護者が学校に電話をし、その旨を学級担任に連絡する。

イ 忌引きの場合は、必ず保護者が学校に連絡をし、その旨を学級担任に連絡する。

(2) 遅刻

ア 病気やその他の理由でやむを得ず遅刻する場合は、必ず保護者が学校に電話をし、その旨を学級担任に連絡する。

2 服装・所持品

(1) 通学時は学校指定の制服又は標準服を着用する。ただし、やむを得ない場合は、学級担任に届け出をし、許可を得ることとする。

なお、重複学級の生徒については、生徒の様子・状況を考慮し判断する。

(2) 原則として、冬服は11月～4月、夏服は5月～10月とし、移行期間を設け、生徒の様子やその季節の状況によって高等部で判断する。

(3) ピアス、スカーフ、マニキュア、ネックレス、指輪、アクセサリー等は禁止する。

(4) 頭髪は常に清潔にし、学習の支障にならないように整える。パーマ、染色、脱色等は禁止する。

(5) 通学用バッグや冬用の防寒着は、華美にならないものを用意する。

(6) ポータブルオーディオプレーヤー、ゲーム等の校内持ち込みは禁止する。通学生の携帯電話及び貴重品については、登校時に学校で預かり、下校時に返却する。
必要以上の金銭を持ち込まない。

(7) 刃物やその他の危険物は所持を禁止する。

3 その他

(1) 健康的な高校生活を送るために、運動・休養（睡眠）・栄養等のバランスを考慮して生活する。

(2) 外出するときには、必ず行き先や帰宅予定時間を家族に伝える。

(3) 以下の行為を禁止する。

ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、窃盗、破廉恥行為、交通規則違反行為

イ いじめ等、他の児童生徒の人権を侵害する行為

ウ 無断外泊、深夜の無断外出

エ パチンコ店、麻雀荘等への立ち入り

オ カラオケボックス、ゲームセンター及びゲームコーナー等への立ち入り（ただし、保護者同伴の場合を除く）

(4) スマートフォン・携帯電話やインターネットの利用については、節度ある利用の

仕方を心がける。掲示板等への相手の個人情報・誹謗中傷する内容の書き込みは禁止する。

4 特別指導

- (1) 校則を守ることができない生徒については、特別指導を行う。
- (2) 特別指導は他の生徒とは別に活動する。校舎内外のボランティア等、学部主事、生活指導部、担任で話をした内容に基づいた活動を行い、自分の行動が反省できるようとする。
- (3) 特別指導の期間については、違反の軽重や反省の様子等に応じて、高等部、生活指導部の話し合いで行い、校長が決める。

5 交通に関する諸規定

(1) 自転車通学について

- ア 自転車通学は、自転車通学を希望し、次の条件を満たす生徒に許可する。
 - (ア) 年度毎に「自転車通学許可願及び誓約書」を学校へ提出する。
 - (イ) 年度毎に自転車点検・整備を実施する。
 - (ウ) 自転車防犯登録に加入する。
 - (エ) 自転車保険に加入する。
- イ 自転車通学は、次の「自転車通学のきまり」を守る。
 - (ア) 飛び出し、信号無視、無灯火運転等、交通事故に結びつくような行為はしない。
 - (イ) 自転車の併走、二人乗り、傘さし運転等危険な運転はしない。
 - (ウ) スマートフォンを扱ったり、音楽を聴いたりしながら運転しない。
 - (エ) 校内では自転車を押して移動する。
 - (オ) 自転車の貸し借りをしない。
 - (カ) 通学路や保険に変更が生じた場合は、改めて届けを提出する。
- ウ イの「自転車通学のきまり」に違反した場合、通学許可を取り消すことがある。

(2) 原付免許について

- ア 原付免許の取得については、2年生の夏休み以降とする。
- イ 原付免許の受験を希望する時は、保護者と連名の原付免許取得願を提出し校長の承認を受ける必要がある。原付免許を希望する理由、交通機関の有無、学習状況、出席状況や生徒の心身の状況等を踏まえ、慎重に審議する。校長の承認後、原付バイク免許取得受験許可証を発行する。
- ウ 原付免許取得希望の生徒は、学校における学習や社会人としてのマナーや責任について指導を受ける必要がある。
- エ 原付免許を取得した生徒については、免許証のコピーを学校に提出する。
- オ 原付免許を取得した生徒については、保護者の責任のもと、免許証を管理し運転練習を行う。
- カ 原付バイクでの通学は禁止する。

キ 学校に無許可で免許を取得したり、原付バイクで通学した場合、特別指導の対象とする。

(3) 自動車免許について

ア 自動車学校入校は3年生の夏休み以降とする。

イ 自動車免許を取得するために、自動車学校に入校する生徒は、保護者連名の自動車学校入校・教習所入所願を提出し校長の承認を受ける必要がある。生徒の学習状況、出席状況や生徒の心身の状況等を踏まえ、慎重に審議する。校長の承認後、自動車学校入校・教習所入所許可証を発行する。

ウ 自動車免許を取得した生徒については、免許証のコピーを学校に提出する。

エ 自動車免許を取得した生徒については、保護者の責任のもと、免許証を管理し保護者同伴で運転練習を行うこととする。

オ 自動車での通学は禁止する。

カ 自動車学校に通う生徒については、授業や現場実習等の支障とならないようにする。

キ 検定・仮免・本免等の受検のための欠席については、学級担任に連絡を行い通常の授業日にのみ認める。原則として現場実習中の受検は認めない。

ク 自動車学校入校・教習所入所願を提出せずに取得した場合は、特別指導の対象とし、免許は卒業まで学校で預かる。

ケ 自動車学校のために学校の無断欠席や現場実習の欠勤があった場合は、特別指導の対象とし、自動車学校通学を禁止する場合もある。

6 アルバイトについて

ア 諸事情によりやむを得ずアルバイトを必要とする場合は（※注参照）学級担任と相談の上、所定の様式（アルバイト許可願・アルバイト雇用届）により願い出ること。

イ 学校教育法、児童福祉法、労働基準法、風俗営業法等に照らし合わせ、アルバイト先を生活指導部を経て、学部会で判断し、校長の決裁により許可する。

ウ 仕事内容、就業場所、始業・終業時刻、通勤方法、報酬、事故の際の保険、休憩時間、休日、服装等の細部にわたり雇用者、生徒、保護者の間で連絡を密にする。

エ アルバイトについては、保護者の責任のもとで行うものとし、事故等については学校は関与しない。

オ 時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

期間は、原則として夏季休業中21日間(3週間)、冬季休業中が10日間以内とする。ただし特別な場合があれば別途検討する。

カ 夜間や住み込みのアルバイトは禁止する。

キ 範囲は原則として居住地の近隣とする。

ク 緊急かつ短期間のものでも必ず許可願いを提出する。

ケ 事後の金銭の使途については十分配慮する。

コ アルバイト期間中に事故が発生することも予測されるので、雇用者、保護者、

生徒の間で、十分納得のいく話し合いをしておく。

サ アルバイト先等で問題が生じた場合は、アルバイト中であってもアルバイトの中止をする場合がある。

※注（諸事情の例）

- ・当該生徒の家庭の経済状況が逼迫しており、アルバイトによる現金収入を必要とする場合。

●この規則は平成27年6月1日から適用する。（令和4年1月1日一部改定）